



金 沢 市 公 報

号外第13号の4

令和8年(2026年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 条 例	
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (市民税課)	1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

金 沢 市 長 村 山 卓

◎金沢市条例第22号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号及び第2号中「第66条の7第1項の申告書、」を削る。

第29条の2第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第66条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、法第442条第1号に規定する軽自動車等（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。

第66条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第66条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第66条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第66条の3中「（環境性能割にあつては、第1号から第3号までに掲げる軽自動車等に係るものに限る。）」を削る。

第66条の4から第66条の9までを削る。

第67条（見出しを含む。）、第67条の2（見出しを含む。）、第68条（見出しを含む。）、第69条（見出しを含む。）及び第70条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第71条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第72条の見出し、第72条の2の前の見出し、同条及び第72条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第73条第2項中「第66条第3項ただし書」を「第66条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第3項及び第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第6条の2の前の見出し及び同条を削る。

附則第6条の2の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第6条の2の2第1項」を「附則第6条の2第1項」に改め、同条を附則第6条の2とする。

附則第7条第2項中「、附則第6条の2の2第1項」を削る。

附則第9条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号ロからニまでに規定する設備について同号」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項を削り、同条第6項中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第4号」を「附則第15条第24項第4号」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を第9項とし、第11項を第10項とする。

附則第9条の3第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第9条の3の2の次に次の1条を加える。

(令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第9条の3の3 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が政令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しく

は第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第43条の7の規定は適用しない。

附則第19条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで」に改める。

附則第19条の3の2から第19条の3の7までを削る。

附則第19条の3の8の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第19条の3の2とする。

附則第19条の3の9の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条を附則第19条の3の3とする。

附則第19条の4第3項第2号、附則第19条の5第3項第2号及び附則第20条第3項第2号中「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」を「及び附則第6条の2第1項」に改める。

附則第20条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第21条第5項第2号、附則第21条の2第2項第2号、附則第21条の4第2項第2号、附則第21条の4の2第2項第2号及び第5項第2号並びに附則第21条の4の3第2項第2号及び第5項第2号中「、附則第6条の2第1項及び附則第6条の2の2第1項」を「及び附則第6条の2第1項」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の固定資産税の特例に係る申告期限の特例）

第54条 令和8年度分の固定資産税に限り、附則第9条の3の3第1項中「1月31日」とあるのは、「9月30日」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削り、「附則第19条の3の7」を「附則第19条の3の2」に改め、同条の表中「附則第19条の3の7」を「附則第19条の3の2第1項」に改める。